平成２１年（フ）第６１７号
新潟市西区亀貝2487番地　三富借家
破産者　吉田　　晃
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２４号
新潟市西区五十嵐２の町8473番地52
破産者　久保田昌照
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３３１号
富山県高岡市福岡町赤丸317番地６、開始決定時の住所富山県高岡市長慶寺1067番地１
破産者　原　　外男
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６１８号
静岡県藤枝市旭が丘19番７号、旧住所静岡市駿河区下川原４丁目23番11号　日の出アパート１Ｆ東側
破産者　遠藤　靖和
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１１９７号
名古屋市守山区小幡４丁目11番12号
破産者　大西　直樹
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３４２３号
愛知県半田市東浜町２丁目127番地の２、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田171番地24
破産者　ＢＯＤＹ　ＳＨＯＰ　イエダこと　家田　　毅
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５号
名古屋市緑区鳥澄２丁目1014番地　サンモールＣ棟205号
破産者　布藤　英世
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６２号
愛知県知多郡南知多町大字内海字馬場80番地の１
破産者　吉田　明美
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７５号
愛知県春日井市東野町西３丁目１番地18
破産者　スタックルこと　清野　智成
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３６号
愛知県海部郡甚目寺町大字西今宿字郷内一75番地
破産者　挺屋　俊充
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９４号
名古屋市守山区森孝１丁目1312番地　レジデンス梅村505号
破産者　西片　辰男
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０６号
名古屋市北区中味鋺３丁目517番地　中あじま荘２棟704号
破産者　ＭＰ樹脂こと　渡邉　政由
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８４号
名古屋市昭和区前山町１丁目31番地　ビラ前山Ｂ―202号
破産者　髙本　昌洋
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６３２号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地333
破産者　早川　正美
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６３３号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地333
破産者　早川小百合
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５８号
名古屋市中村区森末町３丁目112番地　清正ビル203号
破産者　岡本　幸夫
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７７号
大阪府交野市私市８―３―302、住民票上の住所大阪府寝屋川市寝屋１丁目３番１―207号
破産者　西岡　輝彦
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１０１３号
埼玉県朝霞市大字田島字高田45番１号
破産者　有限会社英
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係